県民要求実現茨城共同運動連絡会 会 長 白 石 勝 巳

2023年度茨城県への要求事項について

1. 東海第二原発の再稼働について

日本原電が規制委員会に提出した「使用前検査申請書」に示した東海第二原発の「工事終了予定:2024年9月」が、ほぼ1年先に迫っています。このような状況のもと、同原発をはじめ、東海村、那珂市に立地する原子力関連施設が度々火災事故を起こし、住民の不信、不安を招いています。

原電は、3月29日に開催された県東海第二ワーキングチーム会合において、同社敦賀原発2号機の規制委員会審査資料の改ざん問題に関連し、これまでの東海第二の説明資料にも多くの誤りがあった事実を明かしました。原電の「安全性軽視」の体質が国民の怒りを呼んでいます。ワーキングチームでの再度の説明と審議が必要と考えます。

石川県の震度6強に続き、千葉県で5強、鹿児島県で5弱等々、各地で大きな地震が頻発しているなか、古くてトラブル頻度が日本一多いことに加え、来年に再稼働するとすれば、13年間も動かしていなかった原子炉を動かすことになります。しかも、稼働経験のない運転員が全体の約半数に及んでいるという報道(産経新聞2023年3月5日付)もあり、様々な観点から、県民の安全を守るために、再稼働を断念させるべきと考えます。

(1) 避難計画について

2021年3月の水戸地裁判決後、県が避難所一人当たりの面積の見直しを決めたことにより、避難先市町村の全面的な見直しが必要となり、広域避難計画の検討は振出しに戻った状態であると考えます。避難所の問題に加え、移動手段や退域時検査の方法、避難先での甲状腺被ばく検査の方法など、解決困難と思われる課題が山積しています。

加えて、医療施設・社会福祉施設の実効性ある避難計画策定も難航しています。市町村の避難計画と同様、「実効性のある避難計画の策定は不可能。廃炉を前提にした避難計画にすべき」と言う県民の声が大きくなっています。

- 1)避難計画の進捗について
- ①感染症対策のため避難所の一人当たり面積は、テントの有無によって、「 $3\sim4$. $5 \,\text{m}^2$ 」としていたものを、「茨城県地域防災計画(原子力編)」を改定し、「 $3 \,\text{m}^2$ 以上」と規定しました。

テントの購入、保管場所、運搬方法などの考え方を明らかにすること。

②避難所を大幅に増やす必要があるものと考えますが、市町村別に避難先施設ごとの収容人数を明らかにすること。

【回答】

③避難退域時検査の方法 (ゲート方式の有効性)、人員態勢、機材の保管場所は明確になっているのか明らかにすること。

【回答】

④複合災害への対応(複合災害時における道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段・モニタリング機能の維持・災害対策本部機能の維持、感染症対策)について、 進捗状況を明らかにすること。

【回答】

⑤要支援者等を避難させるために必要なバスなどの車両と運転手などの要員の確保 について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

⑥UPZ内の在宅の病人、高齢者などの要支援者を避難させるための支援体制及び人員の確保、必要な車イスやストレッチャーその他の器具・機械等の必要数と確保状況を明らかにすること。

【回答】

⑦在宅の要支援者等の避難先施設と避難手段、避難後に必要な措置等の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

- ⑧避難計画を作るべき医療施設、社会福祉施設などの数、規模、避難計画の策定状況 及び計画を履行するうえでの課題を明らかにし、その計画を県として公表すること。 【回答】
- ⑨事故時情報伝達アプリは、最大何万台の同時アクセスに対応できることを想定するのか、明らかにすること。

- 2) 避難計画の実効性有無の判断基準等について
 - ①原電が県に提出した「過酷事故時の放射性物質拡散シミュレーション」の結果 は、早急に県としての見解を付し、全データ、検証の委託先での検討会議の議事 録等を含め全情報を公表すべきと考えます。公表の予定を明らかにすること。

②県として避難計画の実効性の有無の基準を明らかにすること。人格権を保障する水準であることを明確にすること。

【回答】

③県原子力災害対策検討部会は、有識者、住民、市町村長らが、公開の場で避難計画等について審議してきましたが、2017年12月17日の開催を最後に開店休業状態となっています。県原子力災害対策検討部会を開催し、県民から寄せられている疑問や意見を審議すべきではないのか。考えを明らかにすること。

【回答】

(2) 再稼働の是非の判断について

県としての再稼働是非は、「『安全性の検証』、『実効性ある避難計画の策定』、 『県民への情報提供』をした上で、県民や避難計画を策定する市町村、並びに県議会 の意見を伺いながら判断する」ということが示されています。

1)原電は、「工事終了予定」を「2024年9月」としていますが、他社の原発は、工事終了時点では、原子炉は再稼働されている状態となっています。県としては、「工事終了」をどのような状態と認識しているか、明らかにすること。

【回答】

2)燃料装荷により、過酷事故の危険が高まります。知事や6市村長の了解なしに燃料装荷は認められないことを明確に原電に伝えるべきと考えます。県の見解を明らかにすること。

【回答】

- 3) 安全性検討ワーキングチーム会合について
 - ①会合を動画でインターネット中継し、誰でも視聴できるようにすべきではないか。

【回答】

②議事録は、原電による説明部分も入れるべきではないか。

【回答】

③東海第二原発地域科学者・技術者の会などから寄せられている質問については、文書で回答すべきではないか。

【回答】

④進め方(開催頻度など)について、今後の見通しを明らかにすること。

- 4)「再稼働賛否の意見を聴く方法」については、県民投票を含め様々な方法が考えられますが、いつどのような方法で聴取することを想定しているか明らかにすること。【回答】
- 2. 正規雇用へ転換、労働者全体の賃金底上げと最低賃金1500円に引き上げを 茨城県の令和5年度当初予算では、「『活力があり、県民が日本一幸せな県』の実現に 向け、『4つのチェレンジ』を加速」としています。「『新しい豊かさ』へのチャレン ジ」では、「力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す」とし ています。

しかし、非正規労働者が2000万人を超えて年収200万円以下のワーキングプアが8年連続で1200万人を超える状況のもとで、『新しい豊かさ』へのチャレンジ」が非正規労働者も含めたすべての県内労働者の労働条件を改善し、ゆとりある暮らしを育むことができるかどうかが問われています。また、男女間の賃金格差を解消し、ジェンダー平等社会の実現が求められています。

- (1) 「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」について
- 1) 今年は「ひたちなか地区」において新たな工業団地を開発とありますが、ここ数年工業団地の開発計画が取り組まれてきました。
- 一昨年度の「つくばみらい福岡地区」、昨年度の圏央道周辺地域の「坂東山地区」に おける新たな工業団地造成計画の現時点での進捗状況を明らかにすること。また、工場 等が運用されている場合は、正規雇用者数がどれくらい増えたかを明らかにすること。

【回答】

2) 「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」で、「ゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す」とあり、これは昨年も同様の目標が掲げられました。「ゆとりある暮らし」を実現するためにはジェンダー平等社会の実現をめざし、男女間の賃金格差を解消する必要があります。

この点についての県の取り組みを明らかにすること。また、6月の厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」による本県の男女間賃金格差を明らかにすること。改善されているのかどうかも明らかにすること。

- (2) 会計年度任用職員の「働き方改革」の取り組みについて
- 1) 県庁(出先機関を含む)で働く会計年度任用職員の2023年度の労働条件等を明らかにするためフルタイム雇用・パートタイム雇用に分けて人数、勤務時間(労働時間)、

時給などを一覧表にして明示すること。

【回答】

2)「同一労働同一賃金」に関して、県で2023年4月から始めた会計年度任用職員対象の休暇制度等新たな取り組みがあれば、明らかにすること。

【回答】

3) 市町村役場で働く会計年度任用職員は、女性の割合も高く、低賃金は女性の貧困に直結する大きな問題です。最低賃金近傍の低賃金改善のためにも実態調査の実施が必要と考えていますが、県として市町村で働く会計年度任用職員の労働条件等について実態調査をしているのですか。調査をしている場合は、その内容を明らかにすること。

【回答】

4) パワハラ防止に向けた研修会等2022年度に行った県のパワハラ防止対策の取り組みを明らかにすること。

【回答】

5) 2022年度の県庁職員対象にパワハラ防止のために設置した相談窓口の利用者数を明らかにすること。

【回答】

(3) 茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に

茨城県の最低賃金は、昨年10月から32円引き上げられて911円になりました。しかし、全国加重平均の961円に比べると50円低く、関東では群馬県に次いで2番目の低さです。本県の最低賃金額は低い水準にあるという問題意識を持って、大井川知事が中心になって県でも県内経営者団体や茨城地方最低賃金審議会、国に対して最低賃金引き上げの取り組みを強化されています。引き続き、取り組みを強化されることを期待します。

1) 過去3年間、大井川和彦県知事名で最低賃金の引き上げを求める提案要望書「本県最低賃金の改正について」を茨城県地方最低賃金審議会に提出していただきました。 本年も、大井川県知事名で要望書を提出していただくこと。また、栃木県との格差ではなく、東京や千葉との格差を問題にして、茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げることを県知事名で求めること。

また、昨年大井川知事を中心に県が行った最低賃金引き上げを求める取り組みを明らかにすること。

2) 最低賃金の引き上げに関して、2021年度に土浦市議会、22年度に結城市議会とかすみがうら市議会、23年度に筑西市議会と城里町議会が茨城労連の請願を採択しました。

請願に賛成してくださったある市議さんは「私は長年中小企業を経営してきたが、社会保険料の自己負担が大変で賃金を上げることができなかった。しかし、賃金を上げないと優秀な社員が雇えなかった。中小企業支援を充実させて、最低賃金をあげても経営に困らないようにすべきだ」と意見を述べられました。

最低賃金の引き上げを具体化するためには中小企業や小規模事業者に対する税や社会保険の減免などの具体的支援が欠かせません。国に対して、最低賃金の引き上げとあわせて中小企業等支援の充実を求めること。また、県独自の中小企業等支援策を具体化すること。

【回答】

(4) 県職員の正規職員を大幅に増やすこと

茨城県人事委員会勧告では、「それでもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざる を得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある」という記述が ありました。

長時間労働の原因は、自然災害やコロナ禍の中で仕事が増え、人手不足が常態化しているためです。

1) 今年度の新規採用職員数、社会人採用の人数が何人だったかを明らかにすること。また、来年度の計画も明らかにすること。

【回答】

2) 県庁(出先機関含む)で働く正規職員の今年の初任給の金額を明らかにすること。来年度の初任給引き上げの計画があれば明らかにすること。また、25万円以上の初任給の引上げをめざすこと。

【回答】

- 3. 「個人の尊重」を貫く障がい者・高齢者行政を
- (1) 障がい児(者)への対応
- 1) 入所機能を備えた地域生活支援拠点の設置が県内全市町村もしくは全圏域単位で完了するように推進すること。

【回答】

2) 事業所数の推移を提示すること。

3) 障がい児(者)が暮らしの場を選択できるよう、訪問系サービス、グループホームや入所施設、通所施設などの社会資源を拡充する施策を講じること。

【回答】

4) 障がい者関係の予算を大幅に増額し、施策の直接的な担い手である市町村を財政的に支援すること。

【回答】

5) 生まれる子どもが減少する一方で、医療の発達により医療的ケア児が生まれる割合は年々高まっています。しかし、医療的ケアを実施する体制が整っておらず、医療的ケア児が保育園や療養施設等に通うことが難しく、親が仕事を辞め、付きっきりにならざるを得ない状況が多くなっています。医療的ケア児に対する支援の充実を図るとともに、県が把握している医療的ケア児の人数を明らかにすること。

【回答】

6) 障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員を対象とした、福祉・介護職員処遇改 善臨時特例交付金の利用実績を明らかにすること。

【回答】

7) 今後も継続的に障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の賃金引上げ、処遇改善を推進すること。

【回答】

8) 3年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症、急激な物価高騰や水道光熱費の値上げの影響で運営状況が悪化している事業所の状況を考慮し、積極的な支援を行うこと。

【回答】

- (2) 高齢者に対する交通支援等の拡充を
- 1) 高齢者に対する交通手段を充実させるため、各自治体では乗り合いタクシーやコミュニティバスの運行、タクシーの運賃補助等を行っています。このような事業に対し、県は十分な支援を行うこと。また、把握している各自治体の事業一覧を示すこと。

【回答】

【回答】

2) 自動車運転への不安軽減と事故防止のため、「後付けの安全運転支援装置(ペダル踏み間違い急発進抑制装置)」等の購入設置にかかる費用助成を充実し推進すること。

7

3) 買い物弱者に対する支援を充実させること。また、県としての具体的な支援策を明らかにすること。

【回答】

- 4) 高齢者の難聴対策を充実すること。
 - ①認知症の一因と言われる高齢者の難聴について、実態の把握と早期発見のための対策を実施すること。

【回答】

② 高齢者の難聴対策として一部自治体で実施されている補聴器購入補助制度について 県は十分な支援を行うこと。

【回答】

- 4. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして
- (1) 生活困窮者対策
- 1) 生活困窮者自立相談支援事業の各種メニューの令和4年度中の利用実績を明らかにすること。

【回答】

2) セーフティーネットの確立のため、生活困窮者に対する相談窓口を充実させ、必要な支援策に利用者をつなぐなど、総合的なアセスメントを行なう機能を整備すること。【回答】

- (2) 生活保護行政の充実
- 1) 生活保護ケースワーカーについては、外部委託を行ったり、会計年度任用職員を含む非正規職員をあてることなく、正規職員が担い、公的責任において実施すること。

【回答】

2) 生活保護ケースワーカーの担当世帯標準数を遵守するよう福祉事務所に対して助言すること。

【回答】

3) 令和4年度の茨城県における生活保護法施行事務監査において、社会福祉法に定められた現業員(ケースワーカー)の数を満たしていない自治体名、自治体数、自治体ごとの足りていない人数を明らかにすること。

4) 生活保護の基準額は定期的な検証を踏まえ5年ごとに見直すこととされています。 しかし、現状は急激な物価高騰に見舞われ、被保護世帯は大幅に生活費を切り詰め、生 活を維持しています。県は国に対し、生活保護の基準額の引上げ、その時々の経済・物 価情勢に適応した細やかな対応を要望すること。

【回答】

5) 生活困窮者自立支援法により生活保護の申請権を阻害しないよう徹底すること。また、申請者に対する申請書交付拒否、プライバシー侵害の一括同意書の回収など、「面接水際作戦」がなくなるよう必要な助言を行うこと。

【回答】

6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正(令和3年3月30日付社援保発0330第2号厚生労働省社会・援護局保護課長)に基づき、一定期間疎遠であり、要保護者が扶養照会を拒む場合には、意向を尊重し実施しないよう徹底すること。

【回答】

7) 生活保護法本来の運用を徹底し、漏給をなくすため、「ホームレスに対する生活保護の適用について」(平成15年7月31日付厚生労働省保護課長通知)「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」(2008年12月22日付、東京都)などに基づく運用を行なうよう、福祉事務所に対し助言すること。

【回答】

5. 「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を

地方公共団体の事業・業務の民間委託の広がり、公的施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中、委託料や入札価格が大幅に低下しています。

その結果、委託・入札企業に働く労働者の賃金・労働条件の低下や雇用不安を引き起こすだけでなく、委託企業の安定的、継続的な事業実施を困難にさせ、地方公共団体が提供する行政サービス等、ときに住民生活へ大きな混乱や被害をもたらしかねません。

また、大手企業が安価で委託を請け負うことは、もともと地域に根ざして活動している 地域企業の衰退につながり、地域の経済や雇用にダメージを与えることになりかねませ ん。

「官製ワーキングプア」の問題が取り出さされる中、労働者の賃金を守り、雇用を安定させる公契約条例の必要性はますます増しています。

(1) 昨年の回答では「本年4月からは、低入札価格調査基準及び最低制限価格の 計算式について、一般管理費等の割合の引き上げを行い、さらに対策を強化 したところであり、今後ともダンピング受注の排除を徹底してまいります」と ありました。昨年度の対策強化策と結果を明らかにすること。

【回答】

(2)地域経済を守り、労働者の賃金を守るため茨城県として公契約条例を制定すること。県独自の条例制定が難しい理由を明らかにすること。

【回答】

- 6. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を
- (1) 政府は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策に要する費用について、2022年度第2次補正予算の予備費を充てる閣議決定を行ったと報道されています(全国商工新聞4月10日号)。事業者支援の財源となる地方交付金が茨城県にも交付されるものと思われますが、昨年度の支援策は大部分が終了しており新年度になってから新しい支援策の創設はないように思われます。新型コロナ対策支援も直接支援が終了しほぼ融資のみとなっています。コロナ禍のなかで多くの中小事業者が給付金や支援機といった直接支援を受けて事業を継続することができました。茨城県の経済をより一層発展させるために、地域経済を下支えする中小事業者に対する直接支援を引き続き行っていただくことを強く求めます。
- 1)過去3年間に行われた新型コロナウイルス感染症対策の事業者支援について、目標や実績等具体的な数値を明らかにして県としてどのように評価をしているか明らかにすること。

【回答】

- 2) 令和3年4月から始まったコロナの影響を受ける事業者の資金繰りを支援する融資制度について、令和5年度においてどのような改善がなされているか明らかにすること。 【回答】
- 3) 令和5年度に新しく行う予定の中小業者支援策について
 - ①その内容を明らかにすること。

【回答】

②すでに明らかにしている場合は、業種を限定しない支援策にするとともにより多くの事業者が活用できるよう予算を確保すること。

③支援策の内容は収入または所得(利益)の減少に対する補てんにすること。

【回答】

④これまでの支援策はコロナ禍の経営がよくない状態と比較してさらに業績が低下とき の支援となっていたのでこれからの支援では改善をすること。

【回答】

- 4) 税金や社会保険料の減免、その他固定的経費の負担を軽減する緊急対策を実施すること。 【回答】
- 5) 中小企業は茨城県において企業数の 99.9%を占め、従業者数の 87.8%を担っていることは一昨年の要求書に対する回答において県当局が述べています。とくに地域に住み地域に密着して事業を行っている零細事業者が雇用を維持できなくなるだけでなく廃業に追い込まれると、雇用主であった人も含めて失業者は増えることになります。一昨年の要求書でも述べましたが、雇用拡大の施策として行う県外からの企業誘致に対して最大 5 0 億円を補助する事業は県内雇用者増が 1000 人程度で実効性に疑問があります。企業誘致への補助金事業は中止するか大幅に補助金額を減らして中小業者への直接援助を行う財源を確保すること。

【回答】

6) 2022年度第2次補正予算の予備費を充てる地方交付金は市町村にも交付されると思われますが、市町村によって支援の程度はさまざまであり、支援制度自体がない市町村もあると思われます。市町村ごとに支援制度の創設と支援内容の格差を是正するよう市町村に指導・援助を行うこと。

【回答】

7) 県総合計画の「活力ある中小企業・小規模事業者の育成」に係る各種施策の令和4年 度における具体的な内容を明らかにすること。大企業中心の経済を転換し、中小業者を 経済の柱に据えて人・モノ・資金を地域で循環させる経済とすること。

【回答】

- (2) 県内建設業者の支援について
 - 1) 茨城県が住宅リフォーム助成制度を創設すると共に、県内全市町村が住宅リフォーム 助成制度を実施するよう指導すること。また、地域工務店等に行った支援策の令和4年 度の実績を明らかにすること。

【回答】

2) 県内製材業者の育成と支援のために、地元の建設会社や工務店などが県内の木材を使

用した住宅などを新築して、地域の住民に提供するという「地域内循環」を目標とした 取り組みの令和4年度における進展について、以下の点から明らかにすること。

① 造林面積の拡大

【回答】

②直交集成板 (CRT)の普及へのとりくみ

【回答】

③宮の郷工業団地(常陸太田市)での製材量

【回答】

④融資制度以外の新しい施策

【回答】

3) 自治体が小規模事業者を直接支援できる、小規模工事登録制度の県内市町村創設状況を示すこと。県内全市町村が小規模工事登録制度を創設するよう指導すること。

【回答】

(3) 小規模企業振興基本法の具体化について

小規模企業基本法は、小規模企業(従業員5人以下)が地域経済の支え手や雇用の担い手として大きな役割を果たしていることに着目し、小規模事業者の持続的発展を支援する施策の立案に国と地方自治体が連携して講じる責任を明記しています。

1) 小規模企業振興基本法の具体化および茨城県商工労働観光審議会でのPDCA進捗管理について令和4年度の進捗状況を示すこと。

【回答】

2) 従業員5名以下の県内事業者数について、経済センサス頼みとせずに県として調査し公表すること。

【回答】

3) 茨城県商工労働観光審議会に茨城県商工団体連合会を小零細事業者の代表として加えること。

【回答】

(4)消費税のインボイス制度が実施されるまで半年を切りましたが、インボイス制度が 実施されると年間売上、あるいは所得(利益)の1カ月分が消費税の納税にあてること になり中小事業者は壊滅的な打撃を受けると思われます。中小業者の経営を守るため にもインボイス制度の導入を中止し、消費税の税率を引き下げるよう国に要望するこ と。またインボイス制度が実施されても事業活動を継続できるよう営業や情報収集の 能力を向上できるよう中小業者に支援を行うこと。

【回答】

- (5) 県の「男女共同参画基本計画」において、第3次では「商工業等の自営業における働きやすい環境の整備」のために①意識啓発の促進、②家族従業者の実態の把握、③商工業の分野に参画する女性の人材育成等、といった3つの施策を行うと明記していました。しかし、第4次の基本計画では自営業の家族従事者に関する記述がなくなっています。中小商工業においても男女共同参画のとりくみが引き続き必要であり、第3次基本計画に記載されたような施策を継続されることを求めます。
- 1) 令和4年度の進展について明らかにすること。

【回答】

2) 県では、平成31(令和元)年度に「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」と常用雇用者数10人以上の企業を対象にした「茨城県女性活躍の推進に関する調査」を実施されています。しかし、雇用者10人未満の零細事業者に関する独自の調査は行われておらず、業者婦人(女性の事業主や家族従業者)独自の実態を把握するには不十分といわざるを得ません。業者婦人を対象とした実態把握を行うこと。

【回答】

7. 中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

融資条件の拡充や保証料補助の新設、融資利率の引き下げ等で中小企業の事業活動や経営安定に必要な資金調達を支援することは、コロナ禍と物価高のなかでいっそう役割が増しています。

(1) 金融機関に対し、融資審査、条件変更等について迅速かつ柔軟に対応するよう、また 経営者保証ガイドラインに基づいた対応をするよう引き続き要請すること。

【回答】

(2) コロナ禍と物価高で現在でも納税は困難ですが、今年10月に予定されている消費税インボイス制度が予定通り実施されると、非課税事業者は課税事業者となり納税がさらに困難になることはまちがいありません。国保税(料)が所得の10%~20%程を占めることとも相まって、小規模事業者の税負担は大変な重荷になっています。県融資制度の融資審査で、税金完納要件を廃止すること、その前段階として税金完納要件を緩和するなど機械的な対応を行わないようにすること。

【回答】

(3) 自治金融の利子補給、保証協会の保証料補給には自治体によりバラつきがあります。 どの自治体で商工業をする場合でも同じように保障されるように、利子補給、保証料の補

給を充実させるよう県から指導すること。

【回答】

8. 滞納整理は差押優先から納税者の生業とくらしに見合う徴収行政を

県民の生活を壊す滞納整理を行うだけでなく、滞納者を雇っているだけの他県の事業者 に犯罪まがいの行為をして支払いを強要する茨城県租税債権管理機構のあり方について、 真剣に再検討を行うべきです。

(1) 令和4年度の「茨城県多重債務者対策協議会」のとりくみ実績を明らかにすること。中でも税金の滞納がある人に対する相談実績を明らかにすること。

【回答】

- (2) 茨城県と一部事務組合・茨城租税債権管理機構について。
- 1) 令和4年度は県職員を3名(事務局次長1名、課長2名)派遣し、引き続き1,700万円の補助金を支払っています。令和5年度も県職員の派遣と補助金支給を同様に行うのか、「県は構成員ではないから関与する立場にない」といいながら職員を派遣し補助金を支給する根拠について明らかにすること。

【回答】

2)機構が入居している合同庁舎の部屋の家賃額、また機構でないものが入居したと仮定した際の家賃額を示すこと。

【回答】

3) 市町村から移管される中には、機構に移管する必要のないものが含まれている可能性があります。それぞれの事案について移管が妥当か検討して妥当でない場合は市町村に差し戻すこと。

【回答】

4) 滞納者には多重債務や、複合的な問題を抱え生活に支障をきたしていることがあります。税金を無理に返済させ、返済する過程で無くした暮らし・家族を滞納者の自己責任として放置してしまう冷たい県行政とならないよう、機構に派遣する職員に対して指導すること。

【回答】

(3) 機構の存在及び活動について法令上の根拠を明らかにすることを求めると、県当局は 一部事務組合について規定した地方自治法第284条2項や同法第287条第1項第3 号を「根拠」として「回答」します。しかし、私たちが問うているのは機構の法的性格 や設立手続きではなく、機構に対して滞納税徴収を行う権限を与える法令や行政解釈、 問い合わせに対する国からの回答が存在するかどうかです。従来の回答になっていない「回答」ではそもそも機構の設立は法的根拠のない無効なものではないのではないかという疑問をぬぐうことはできません。あらためて機構の存在及び活動について法的に認められる根拠を明らかにすること。

【回答】

- (4) 機構の回収に誤りがあった時の異議申し立ての手続きについて明らかにすること。 【回答】
- (5) 機構に回収をまかせながら「県は関与する立場にない」と回答する県の無責任な姿勢には強い疑問を持つものです。茨城租税債権管理機構は設立許可を取り消して解散させ、税金の滞納処分のあり方についてあらためて議論なおすこと。

【回答】

- 9. 空き家は、地域活性化の有効な資源としての利活用を
 - (1) 改正「住宅セーフティーネット法」に伴う「空き家登録制度」「住宅改修費用の助成」「低所得世帯の家賃補助」の施策の令和4年度の進捗状況を示すこと。

【回答】

(2) 空き家対策と県内事業者の仕事起こしをつなげる制度創設を検討すること。

例:空き家の改修工事・解体工事を、県内事業者に発注する 工事資金調達は県内金融機関を利用する

事業者融資の信用保証は県の制度を使う

【回答】

10、「食と農の危機」にふさわしい対策を

ロシアによるウクライナ侵略、新型コロナ等により農村の荒廃と農家の疲弊はいっそう深刻さを増しています。生産資材の大半を海外に依存し、気候変動で飼料原料となる作物の不作、ロシアや中国などによる肥料原料の輸出制限、輸送費の高騰、それに円安が加わり生産資材をはじめ物価が高騰しています。

これらは、全ての農家を直撃し、離農さらには自殺者まで出る事態になっています。一方、農産物の価格は低迷し、米価は生産費を下回る状況が続いています。今こそ、食糧自給率向上の課題が緊急性を増し、酪農を含むすべての農家に対して支援が求められています。

(1) 農業生産に必要な肥料・飼料・燃油・資材の高騰分に対して県独自の支援を行うこと。

(2) 食糧自給率38%の日本は生産資材のほとんどを輸入に依存しています。自給率を上げるために、生産者への補助金増額を行うこと。

【回答】

- (3) 生産費を割り込んでいる米価に対して、価格補塡等の支援を県として行うこと。 【回答】
- (4) コロナ禍の影響もあって、農産物の価格低迷が続いています。県独自の価格保証を行うこと。

【回答】

(5) 生活困窮者への支援として、余剰農産物等を県が買い上げる仕組みを作り、農家への支援を行うこと。

【回答】

11、一刻も早い医療後進県からの脱却を

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
- 1) 介護事業所に対する補助金の継続について

令和5年4月10日に県福祉部長長寿福祉課長名で、「新型コロナウイルス感染者の施設内療養に要する費用の補助要件に係る調査について」が発出され、施設内療養に対する補助金支給に関する基準が示されました。

いわゆる「第7波」(2022年7月~9月末ごろ)、「第8波」(2022年12月~2023年2月ごろ)では、多くの介護事業所で「クラスター」が発生して、事業所内での療養となりました。クラスター対応へ人員を多く配置し、その他の事業を縮小するなどで対応をせざるを得なく、費用の増大、収入の減少となり、経営が悪化しています。今後も同様の「クラスター」が起きる可能性は高く、介護事業の継続が危ぶまれることが予想されます。

① 施設内療養に対する補助金を当面継続・充実させるとともに、別途運営の補助金を検討すること。

【回答】

② クラスターが起きた施設に対し、PPEの支給など支援をおこなうこと。

2) 医療事業所に対する補助金の継続について

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症は「5類」となり、通常診療に組み込まれる形になりました。厚生労働省の専門家会合は4月19日、5月の大型連休明けに感染が拡大することがあり得ると分析しました。また、専門家会合の有志は「第8波」を超える規模の「第9波」が起きる可能性があるとする文書をまとめています。

また一般診療となり、自己負担も出ることから「受診控え」による更なる蔓延への懸念があります。各医療機関でも対応をしていますが、行政からの支援が必要です。

① 空床補償などの補助については、単価が下がったものの9月末まで延長が決定していますが、これまでの状況を踏まえて10月以降の継続について検討をおこなうこと。

【回答】

② 検査費用やPPEへの補助など、継続的に診療が出来るよう継続した支援または新たな 支援の検討をおこなうこと。

【回答】

- (2) 県内の医療、介護体制の充実について
 - 1) 医師、薬剤師、看護職(看護師、准看護師、保健師、助産師)、リハビリ職(PT、OT、ST)、診療放射線技師、介護職(介護福祉士ほか)について、必要見通し数と 直近の就業数を示すこと。

【回答】

2) 1) の必要数を達成するためにおこなっている政策を示すこと。 【回答】

3) いわゆる「医療過疎」地域の解消のための政策を示すこと。

【回答】

4) ケア労働者を対象とした全産業平均との格差を是正されることが、雇用創出・雇用安定・離職防止に最も有効であり、役割に見合った賃金の下で、日本の医療・介護・福祉の社会的責任を果たしていきたいと考えます。ケア労働者確保のため、持続的賃金底上げに資することのみを目的とした給付金制度の新設など、自治体独自の財政措置をおこなうこと。

- (3) 医師や看護師、介護士、保健師などの数について
- 1) 医学部定員削減に反対すること

「改正医療法」では、2023 年度以降の医学部定員数を削減(地域枠を拡大)していくこととなっているが、根拠となる医師需給推計も医師の労働時間は過労死ラインの2 倍にもなる働き方が前提となっています。茨城県は人口10万人当たりの医師数が依然として全国最下位レベルであり、将来的にも医師不足解消は容易ではないことから、引き続き医師養成定員を減らさないよう国に要望すること。

【回答】

2) 筑波大学の地域枠数を維持すること。

【回答】

- (4) 茨城県医師確保計画の進捗状況について、
- 1) 令和4年度の県内の臨床研修病院での初期研修医師の確保状況と、そのうち茨城県内出身者数を示すこと。

【回答】

2) R 4年度の県内高校生の医学部進学者数を示すこと。また医学コースを設置した 県立高校でそのコース卒業者の医学部進学実績を示すこと。

【回答】

3) 現在、県内の医療機関で後期研修を実施している医師数と、そのうち茨城県出身 者数を示すこと。

【回答】

4) R 4年度に県内の医療機関で後期研修を修了した医師数と、そのうち引き続き茨城県内で就労している医師数を診療科別および医療圏ごとに示すこと。

【回答】

5) 「医学部進学者向け教育ローン利子補給事業」の利用状況を示すこと。

【回答】

(5) 看護師、介護士、その他医療介護スタッフについても、養成人数、就業人数を確保する政策を行うこと。また国にそれを要望すること。

- (6) 医療・介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業について
- 1) コロナ禍からいのちと暮らしを守る
 - ①クラスターが多発する医療や介護、福祉の現場で働く従事者を守り、感染対策及び 財政支援により医療や介護、福祉提供体制を守ること。

②ワクチン副作用被害者の救済に向けて、茨城県として、相談窓口の設置、相談できる医療機関の確保と周知を行うこと。コロナ後遺症に対応できる地域の医療提供体制をつくること。

【回答】

2) コロナが2類から5類へ移行するにあたって、感染者の療養期間、濃厚接触者の扱い、療養施設の対応など、茨城県としてどのような対応をしていくのかを簡潔に述べること。

【回答】

- 3) 受療権保障、医療·介護提供体制
 - ①無料低額診療事業実施の医療機関を増やすこと。特に公立・公的病院で実施すること。同制度を院外処方の場合にも拡大するよう国に要望すること。それが実現するまでは、県として同事業利用者の院外処方の薬代を補助すること。

【回答】

- 4) 市町村国保
 - ①低所得の方や無職の方が多く加入している国保制度を守るために国庫負担の拡大を 国に要望すること。

【回答】

- 5) 介護・高齢者施策
 - ①新型コロナウイルス感染症に感染した高齢者を施設に留め置くなど、高齢を理由にいのちをないがしろにする事態を二度と起こさないために、高齢者の人権、受療権を保障する医療・介護体制を構築すること。そのために介護保険財政への国庫負担の拡大を国に求めること。

【回答】

②介護保険料滞納者に対する画一的な給付制限は行わないこと。

③要介護認定者への障害者控除制度の周知、案内、申請援助を行うこと。 【回答】

(7) 「マイナンバーカードと保険証の一体化」(健康保険証の廃止)について

今年の3月7日、保険証を廃止するマイナンバー法改正案が閣議決定され、法案が国会に提出されました。これに伴い、各方面から様々な懸念と批判の声が上がっています。

全国保険医団体連合会が実施した調査によると、全国約8,980件のアンケートのうち回答があった1,219件の高齢者施設・介護施設で59%の施設担当者が「保険証廃止に反対」、94%の施設が利用者・入所者のマイナンバーカードの申請(代理)について「対応できない」と回答しています。「対応できない」とした理由について「本人の意思確認ができない」と回答、マイナンバーカードの管理については94%が「管理できない」と回答し、91%「カード・暗証番号の責任が重い」と回答しています。

また、関連法である国保法改正案には、従来の短期保険証や資格証明書がなくなり、 半年以上国保料を滞納すると償還払いとなると明記されています。これにより「マイナンバーカードによりオンライン資格確認ができない状況にある者」について「『資格確認書』を書面又は電磁的方法により提供」することとなっていますが、有効期限を更新するには申請が必要になるため、有効期限切れによって「資格喪失」や「無資格」扱いになるケースが続出することが予想されています。そもそも、健康保険法では、保険料を支払っている被保険者に対して保険者が保険証を発行することが義務付けられています。保険証発行の申請は不要です。自治体においても、短期保険証がなくなることで、滞納者に対し柔軟な対応が出来なくなる可能性が高くなります。

また、現場においては、「資格確認書の申請の有無チェックは困難」との声が上がっています。さらに、コロナ禍での経営困難、高齢化に加え、オンライン資格確認義務化に伴い、システム整備やセキュリティ対策の費用負担に耐えられない等で「実施されたら廃業するしかない」と危惧する医療機関も出てきています。

1) 強引な「一体化」案の撤回と、健康保険証の存続を国に求めること。

【回答】

2) 診療報酬の差額によるマイナ保険証への誘導を中止し、患者の選択権を確保するよう国に求めること。

【回答】

12.「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

全日本民医連が発表した2022年経済的事由による手遅れ死亡事例調査によると、リーマンショック直後の2009年から正規の保険証をもっている国保加入者の手遅れ死亡

事例が増え、短期保険証や資格証明書を持つ人の事例よりも多い年があります。

2004年ごろから国保支出金の負担割合の減少に連動して保険税(料)額があがり、その影響でリーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大で経済が落ち込むと保険税(料)をきちんと納めていても医療を受けられなくなるという事態がおこるものと考えられます。国保に加入しているのに医療を受けられないという事態を許すことはできません。国保が生存権を保障する社会保障制度としての機能を果たすことができるようにする必要があります。

(1) 国に対する大幅な財政支援拡充を継続して要請されていると考えますが、この1年間の状況を明らかにすること。

【回答】

(2) 平成3年度と令和4年度の保険料(税)額の比較した結果を明らかにすること。 【回答】

(3) 市町村が納める県への「納付金」が過大とならないよう県が国保会計への補助を強化し、保険税(料)の引下げにつながるようにすること。市町村が国保へ補助しようとしたときには妨げないようにすること。

【回答】

(4) 県として国保料(税)の高額化を克服するために今年度は具体的にどのような努力をされているか、明らかにすること。

【回答】

(5)担税能力に応じた課税と納税への理解を得る努力、減免制度の活用などを通じて、 徴収強化とならないようにすること。

【回答】

(6) 令和4年度は多くの市町村で高校生以下の子どもの「均等割」を減免しています。このことは評価できますが、恒常的な子育て支援のためには子どもの「均等割」自体がなくなるところまで踏み込むことが必要だと考えます。

高校生以下の子どもの「均等割」を廃止または全額を免除するよう国にはたらきかけるとともに国の施策待ちにせず県独自に行うこと。また、高校生以下の子ども以外に現在均等割負担に苦しむ加入者の負担軽減のために、県の財政援助による均等割の減免を行うこと。

【回答】

(7)小学校6年生までとなっている外来への助成を入院と同様高校3年生まで拡大する等マル福制度を拡充・充実させること。

(8) 国保料(税)減免制度の周知について、インターネットや県、市町村広報に限定するのではなく、窓口や直接訪問して国保加入者と応対する際に減免制度を周知徹底するとともに、払える国保料(税)となるよう減免制度の拡充を市町村に助言するよう要求してきました。この1年間でどのような進展があったか明らかにすること。

【回答】

(9) 各市町村の被保険者数、滞納額、滞納者数、短期保険証発行数、資格証明書発行数について最新の統計を明らかにすること(類似の調査結果があればその開示を)。滞納があるからといって安易に被保険者証を交付しないという対応を行うことのないよう市町村に助言すること。

【回答】

(10) 1 9 9 5 年から 2 0 2 0 年の 2 5 年間で国保加入世帯の平均所得は約 9 5 万円減少し、加入者 1 人当たりの平均所得は約 9 5 万円減少しています。国保加入者が病気やケガで収入が途絶えた時に所得補償も保険税(料)の減免もないとなると生活ができなくなってしまいます。

新型コロナウイルス感染に感染した被用者に対して傷病手当金が支給されましたが、傷病の内容や被用者か事業主かによって傷病手当が支給されないこと、さらには協会けんぽ等の被用者保険と違って傷病手当金は任意給付であるということは負担と給付の公平の点から問題があると考えます。女性の国保加入者が出産による休業で収入が途絶えた場合にも同様のことが言えます。産前産後休業に伴う収入減があった際に所得補償が必要ですし、国民年金と同様に保険料を免除する制度が必要です。

国保に傷病手当・出産手当や傷病・出産に伴う収入減に対する減免制度を創設すること。 【回答】

(11) 国保料(税)の収納率が向上した保険者に交付金を与える「保険者努力支援制度」は、 国保加入者の生活を犠牲にして保険料(税)の収納を優先する危険性があり、行うべきでは ないと考えます。国に中止を働きかけること。

【回答】

13. 幼児教育・保育の「無償化」による矛盾を解決し、さらなる保育の拡充

(1) 新型コロナウイルス感染症の5類移行後であっても、引き続き保育所・認定こども 園での集団感染から子どもを守る必要があることから、保護者が仕事を休んでも生活に支 障がないよう、十分な休業補償等を行うこと。

(2) 保育士・保育教諭の賃金を改善するため、全産業平均賃金との格差を抜本的に解消する実効性のある特別対策を緊急に行うこと。

【回答】

(3) 保育士・幼稚園教諭を対象とした保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の利用実績を明らかにすること。また、同事業を利用した施設・事業所には事業終了後であっても賃金水準を低下させないよう指導するとともに、特に同事業を利用しなかった公立施設・事業所には、同事業の趣旨を考慮した賃金改善を図るよう指導すること。

【回答】

(4)憲法、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)、児童福祉法第24条第1項の「市町村保育実施義務」など、児童福祉法に基づき、国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障すること。また、国、自治体が責任をもって、すべての子どもが等しく保育を受けられるように、「子ども・子育て支援新制度」について抜本的な見直しを行うこと。

【回答】

- (5) 国、自治体が保育の実施主体としての役割を果たして、保育を必要とする人が必要な保育を受けられるよう保障すること。
 - 1) 国の待機児童の定義を、希望する保育所等に入れなかった子どもを把握できるように改めること。

【回答】

2) 希望者全員が居住する地域で入所できるよう、公立および社会福祉法人の認可保育所を増やし整備すること。また、そのための予算措置を十分講じること。

【回答】

3) 待機児童の解消を理由に、いわゆる「詰め込み」など最低基準の緩和を行わないこと。また、自治体として独自に最低基準を改善して運営している自治体に、国基準への引き下げ等による「詰め込み」の要請は行わないこと。

【回答】

4) 少子化等を理由とする認可保育所や公立保育所の統廃合等を行わず、現行の職員配置や施設を維持・改善して行き届いた保育を実現させるため、最低基準の改善や財政的な措置を国の責任で行うこと。

5) 過疎地に対し、子どもが減少しても公立保育所を維持し続けられる予算措置を行うこと。

【回答】

(6)子どもの豊かな成長・発達の権利を保障できない企業主導型保育事業を抜本的に見直すこと。また、既存の公的保育制度を最大限生かすことや、国・市区町村の責任による保育政策の拡充が図れるよう保育制度の改善・拡充と財源確保を進めること。

【回答】

- (7)保育士不足を解消し必要な保育士を確保するため、国、自治体の責任で抜本的な対策を行うこと。
 - 1) 保育は有資格者で行うことを基本とし、「保育の質」を確保すること。

【回答】

2) 保育士は正規職員を配置することを原則とし、非常時にも対応できるよう配置基準を抜本的に改善し、有資格者を配置して、働き続けられる労働条件を確保すること。

【回答】

3)公立保育所の非正規保育労働者の実態を調査し、正規職員との「同一労働同一賃金」原則を踏まえた抜本的な賃金・労働条件の改善を行うこと。

【回答】

- (8) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。
- 1) 市区町村の保育実施責任を後退させる公立保育所の民営化を行わず、公立保育所を拡充させるよう責任を果たすこと。

【回答】

2) 公立幼稚園の民営化及び直接契約となる認定こども園化の誘導や押し付けを行わないこと。

- (9) 施設等の最低基準を改善すること。
- 1) 国を上回る面積基準など、市区町村が保育の質の確保のために独自に定めている基準を尊重すること。

2) 3歳児未満の給食・調理業務の外部委託は認めないこと。

【回答】

(10) 保育所等の運営費、施設整備費用を公費で十分に保障すること。

【回答】

- (11) 施設利用や保育時間を改善すること。
- 1) 保育時間の「標準時間」「短時間」の区分をなくし、11時間に一本化すること。 【回答】
- 2) 直接契約施設において事業者が正式な利用申し込みを拒める「正当な理由」の内容について、市区町村が保育実施義務を果たし、保育に格差が生じないように見直しを行うこと。

【回答】

3) 育児休業取得により上の子を退園させることがないように、国として必要な措置を取り、自治体等に周知すること。

【回答】

(12) 障害児保育事業に、十分な財政を保障すること。

【回答】

(13) 医療的ケア児の受け入れにあたっては、看護師を配置すること。

【回答】

14、学校給食の内容の充実や無償化を実現し、学校教育の充実を

出生児が80万人を割り込むなど、国の想定を超えて少子化が進んでいます。その原因の一つに子育てや教育にかかる金銭的な負担が大きいことがあげられています。

茨城県で育つ子どもたちがどの子も安心して学校に通えるよう、保護者への独自支援、また、先生が生きいきと働ける施策が必要と考えます。国、自治体が実施するテストに教育現場が追い立てられることなく、様々な環境で育つ児童、生徒一人一人に向き合える学級規模で、行き渋りや不登校など減らしていく、また、多様性を認め、互いを尊重する人権教育、ユネスコが提唱する「包括的性教育」が大切です。

近年、学校給食が持続可能な社会に変えるカギになると、フランス、韓国では地元産の有機食材で、残留農薬食材や添加物を使わず、子どもの健やかな成長と地域農業の活性化、食

糧自給率を向上に寄与する取り組みが始まっています。農業県の茨城だからこそできる取り組みとなり、SDGs 誰一人とりのこさない、教育の無償化へと自治体を励ます茨城県の援助が求められます。

(1)学校給食無償化&地場産、国産、有機食材に

コロナ休校による給食停止で、給食の重要性が再認識されました。戦後の貧しかった時代から、保護者の低所得と物価高騰で子どもの貧困が広がるいま、学校給食無償化は、子どもの健康と命を守るためにも重要になっています。また、新鮮で安全な食材を提供するには、地元で供給できる有機農家が広がること、農家が持続可能な農業を続けられることが求められます。食料自給率を向上させ、地域社会を変え、地球環境を守るためにも以下のことを求めます。

1) 学校給食費無償化が実施できるよう、自治体を支援すること。

【回答】

2) 学校給食に有機食材を安定供給できるよう、環境を整えること。

【回答】

(2)オーガニック農業従事者を増やし、学校給食食材に活用を

農水省がすすめているオーガニックビレッジを中心に有機農業の取り組みを展開する「みどりの食料システム戦略」を策定し、文科省の学校給食地場産物使用促進事業が後押しとなって全国でひろがってきました。

地元の食材を使用する努力や認識はすすんできましたが、「学校給食の食材としては、有機農産物は安定した供給量の確保がむずかしい」「生産者がいない。いても少ない」といわれています。

JA やさと(石岡市)は有機栽培で日本農業賞大賞を受賞し高い評価を得ています。有機 農業の推奨、指導者も多くいる農業県にふさわしく先進的にとりくみがひろがることを願 い、県のオーガニック事業と学校給食について計画をお尋ねします。

1) 有機農業従事者を増やす計画や学校給食での利用の促進のための県の予算やプランを明らかにすること。

【回答】

2) オーガニック給食の勉強会や研修会など行っている団体を明らかにすること。

【回答】

3) 学校給食の栄養教諭、栄養士、調理員の配置、民間委託も含めて、市町村ごとのデータを明らかにすること。

4) 栄養士の研修や交流を県主催で開催しているか、年に何回開催しているか明らかにすること。

【回答】

(3) 学校給食パンを国産・県産小麦で

全国的に食農教育などの観点から、国産や地元産利用をすすめています滋賀県は 2022 年度から全量を県産小麦に変え、宮城県も作付け面積を倍近くに増やし 2022 年度から 5 割を 県産、5 割を北海道産にしました。和歌山、熊本でも地産地消にこだわって努力しています。

1) 輸入小麦と国産小麦、県産小麦の価格差を明らかにすること。

【回答】

2) 現在、県内産使用が20%実現している、これを50、80%と段階的に上げていく計画を明らかにすること。

【回答】

(4)公共施設・学校のトイレ個室に生理用品を

物価高は生活のあらゆる場面で県民を苦しめています。一昨年、試験的に取り組まれた「県立高校の生理用品配置」は「使われているのが1割程度」と結果を出し、その後はそれぞれの学校任せになったと聞きました。

トイレットペーパーのように生理用品を配置することは女性が生きる権利です。県が責任をもって予算化し、学校のみならず県立の公共施設での生理用品を設置することが必要です。

1) 県立学校での女子トイレの個室に生理用品が設置されているか状況を調査し、明らかにすること。

【回答】

2) 生理用品購入費を公費で予算化し推進すること。

【回答】

3) 学校以外の公共施設で生理用品の設置はされているか明らかにすること。

【回答】

(5) 子ども医療費について

国は子どもの医療費を助成している自治体への補助金を減額する「ペナルティー」を廃止 しました。茨城県でもさらなる少子化対策として以下のことを求めます。 1)所得制限を撤廃すること。

【回答】

2)600円の自己負担をなくすこと。

【回答】

15. 少人数学級を実現し、子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実を

(1) 完全少人数学級(35人)を小中高校まで拡大を

茨城県は、2018年4月から茨城方式の35人学級を中学校3年生まで拡大・実施してきました。国は2021年から学級編成標準法を改正して35人学級とし、5年かけて小学校の35人学級を実現するとしました。今年は小学校4年生で35人学級が始まりました。しかし、国は中学校や高校を35人学級の対象としていません。

茨城共同運動の「茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で35人学級を実施した場合、茨城方式の35人学級に比べて予算的にはどれくらい増額になるのか明らかにすること」の要求に対する県教委義務教育課の回答は「現行制度と比較すると約18億円の増額を見込んでおります」というものでした。18億円が企業誘致などの予算に比べるとかなり低額で、実現が難しいことでないことが明らかです。

子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実のためには、小中学校の統廃合ではなく、子ども一人ひとりへのきめ細やかな支援を実現するための30人以下の少人数学級実現が急がれます。

- 1) 当面、茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で完全35人学級を実施すること。 【回答】
- 2) 障害を持つ児童・生徒のインクルーシブ教育を推進するため、小中学校の特別支援学級に通う児童・生徒の普通学級との交流授業実施を前提に、交流時の1クラスの人数が35人以上にならないように普通教室の生徒の人数に制限を設け、補助の教員を配置すること。

【回答】

3) 35人学級を実現し、特別支援教育を充実するため、県独自予算で正規の教員を増やすこと。

【回答】

4) 昨年度の回答では「県教育委員会としては中学校においても35人学級編制が望ましいと考えております」とありました。国の責任で35人学級を中学校、高校で実現するよう県教育委員会として文部科学省に要請すること。

5) 今年度、小学4年生が35人学級となり、その分増額された国からの措置費(金額)がいくらになるか明らかにすること、また、その増額された費用がどのように活用されるのか明らかにすること。

【回答】

6) 茨城県の公立の小中学校、高校、特別支援学校で、今年4月段階で定数に満たず未 配置の教員が何人いたかを明らかにすること。

【回答】

- (2) ICT教育に関する要求
- 1) 高校における学習用端末(タブレット等)の購入は、保護者負担ではなく、公費負担にすること。また、半導体不足の関係で学習用端末の購入ができない保護者がいて、1クラス全ての生徒が学習用端末を揃えるのに時間がかかっています。こうした現状をどのように考え、対処するかを明らかにすること。

【回答】

2) 公費負担ができない場合は、住民税非課税世帯の生徒を対象にしている学習用端末の貸し出し対象者の基準を緩和し、当面、最近の物価高対策として保護者の収入が500万円以下の家庭は貸し出しの対象にすること。また、貸与のための県の支出がいくらになっているかを明らかにすること。

【回答】

- 3) 県教委が導入した学習用端末の保護者負担のWi-fi通信料を、公費負担にすること。 【回答】
- 4) 全学年で学習用端末を使った授業が始まりました。しかし、学習用端末の不具合の 修理や設定などにかなりの時間がとられている状態で、教員が学習用端末を使った授業 に専念できていません。昨年度の回答では「令和4年度から茨城県GIGAスクール運営支 援センターを開設しております」とありました。しかし、私たちが求めているのは教員 の業務負担の軽減です。人を増やすなどして教員の負担軽減を具体化すること。

- (3) 全国学力テストについて
- 1) 昨年度の回答では「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために必要な

調査であると捉え、引き続き一人一人に応じた指導の改善に生かしてまいります」とありました。

私たちは 全国全ての小中学校に実施を求める全国学力テストを、悉皆式から数年おきの抽出式の調査に改めても、指導の改善ができると考えます。教育委員会の見解を明らかにすること。

【回答】

2) マスコミなどによる全国学力テストの県ごとの順位付けをやめさせ、教員が学習状況の改善や児童生徒の学力の保障に専念できるようにすること。

【回答】

(4) 教職員の長時間労働、過密労働の解消を

茨城県教育委員会は、「茨城県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」を策定し、2020年4月1日から施行しました。

茨城県教育委員会として定時出勤・定時退勤を奨励するとともに、原則月45時間年 360時間の上限規制を徹底させる必要があります。

1) 昨年度の調査結果から、月45時間を超えて働く教員の数と比率を小・中・高と明らかにすること。

【回答】

2) 仕事量を減らすためには、人員増がなければ具体化は困難です。人員増を具体化すること。

【回答】

3) 今後いっさい「1年単位の変形労働時間制」導入のための検討をやめること。

【回答】

4) 部活動による長時間労働を改善するため、平時2時間・土日3時間を上限とするという規定を徹底すること。「程度」を「上限」に厳格化した理由と科学的根拠を説明し、合意を広めること。

【回答】

5) 部活動の地域移行を進めるに当たって指導者が見つからないことを理由に、教員を兼業扱いにして土日の部活指導者にすることにないようにすること。

6) 部活動の地域移行に当たって、指導費など公費で実施し、生徒(保護者)負担にしないこと。

【回答】

7) 教員自身が経験したことがない部活の顧問を強制された結果、病気になったり退職 するような事例が生まれています。教員から部活顧問の希望をとる場合は、部活顧問を 「希望しない希望も可」とする措置をとるよう各学校を指導助言すること。

【回答】

- (5) 高等学校に通う生徒の学びを保障し、教育条件の拡充を
- 1) 国に対して「高校授業料徴収の所得制限」を撤回し、高校授業料の完全無償化を国に求めること。

【回答】

2) 大学等進学者対象の国の給付型奨学金制度の対象にならない高校生を対象に茨城県独自の給付型奨学金制度を策定すること。

昨年度の回答では「無利子で奨学資金を貸与し、有為な人材の育成を図っております。また、卒業後に県内に居住かつ就業した場合に返還を免除する「入学一時金」の制度がございます」とありました。二つの制度の内容と活用の実態を明らかにすること。

【回答】

3) 県内では公的交通機関が完全に撤退している地域が出てきていて、県立高校では、 保護者負担のスクールバスを走らせて対処しています。昨年度の回答では「生徒の通学 手段を調査し、地域的な課題を明らかにしながら、県としてどのような支援が可能か検 討してまいります」とありました。検討結果を明らかにすること。

【回答】

4) 授業料が実質無償になっている生徒が80%以上になっています。しかし、保護者負担である修学旅行や教材費が未納になってしまっている生徒がいて、卒業証書を卒業式に渡さないというような学校があります。

保護者の教材費等の未納分を解消するため、実態を把握して、生活困窮者には県からの支援金を支給すること。昨年の回答では「授業料以外の教育負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給しております」とありました。奨学のための給付金の制度の内容と活用の実態を明らかにすること。また、奨学のための給付金は外国人労働者の子どもも対象になっているのですか。

5) 受益者負担を理由にした教育費の父母負担の見直しをおこない、教育費の父母負担を軽減すること。

【回答】

- (6) 中高一貫校の現状について
- 1) 2023度の中高一貫校の予算について、総額、使い道など全体像を明らかにすること。

【回答】

2) 中高一貫校で働く教職員の長時間労働の実態を明らかにすること。

【回答】

(7) つくば市内に県立高校の新設を

つくばエクスプレス沿線開発で人口が増え続け、つくば市では子どもの数が県内一になっています。つくば市内にはかつて6校の全日制高校がありましたが現在は4校になり、市外の高校に通わせなくてはなりません。当然通学費も保護者負担になっています。つくば市議会でも高校新設の請願が採択されています。

1) つくば市の人口増加に対処するため、つくば市内の県立高校の学級増及び県立高校を新設すること。

【回答】

2) つくば市周辺地域の県立高校への通学に関連して、通学時間帯(6時~7時台)のバスの運行及び増便をバス運行会社に申し入れること。また、通学のための社会実証実験バスの運行を試行するなど、通学環境の充実を図ること。

【回答】

- (8) 18歳成人年齢の引き下げに伴う対処について
- 1) 成人年齢の引き下げに伴い、高校生の成人としての人権、自己決定権等の権利の保障を進める具体策を各高校で具体化すること。

【回答】

2) 各高等学校での主権者教育の取り組みを把握し、各高等学校での授業実践を推進するため、主権者教育についての授業案等の情報共有を進めること。

3) 成人年齢の引き下げに伴い、悪徳業者などからの高校生の詐欺被害の危険性が高まっています。特殊詐欺など詐欺防止のパンフレットなどを作成し、全ての県立学校で授業などを行い、指導を徹底すること。

【回答】

- (9) ヤングケアラーの支援について
- 1) 茨城県は2022年にヤングケアラーの実態調査を行い、結果をHPに公表しました。また、有識者会議を設置し支援の検討を始めました。今後、ヤングケアラーの児童・生徒に対してどのような具体的支援を始めようとしているかを明らかにすること。

【回答】

2) ヤングケアラーの原因は、若年の親世代の貧困と長時間労働にあります。学校においては、教材費等の保護者負担金を削減するとともに、生活困窮世帯に対する経済的支援を充実させること。また、外国人労働者の子どもに対する支援が欠かせません。

【回答】

(10) 自衛隊への個人情報提供について

自衛官募集のための 18 才と 22 才の市民の住所、氏名を一括提供している問題は、本人の同意のない個人情報の提供であり、地方自治の主体性という観点でも問題があります。

1) 提供を希望しない方が意思表示できる「除外申請」制度がない自治体数と自治体名を明らかにすること。

【回答】

2) 生徒に周知するよう、高校現場に徹底すること。親にも周知すること。

【回答】

3) 除外申請の受付期間が1か月しかないと聞いています。受付期間を延長するよう徹底すること。

【回答】

- (11) 特別支援学校の過大・過密、教室不足を解消し、特別支援教育の充実を
- 1) 国は2021年9月に、特別支援学校の設置基準を公布しました。しかし、既存校を設置 基準の対象にしていません。

茨城県教育委員会としては特別支援学校の1校あたりの生徒数が150名を超える場合は、学校規模の過大・過密を問題にして新校の設置を具体化すること。

つくば市と神栖市で特別支援学校の新設の請願が採択されました。将来の児童生徒数

ではなく、現在の児童・生徒数の多さを問題にして、つくば地区と鹿行地区に特別支援学校を新設すること。

【回答】

2) 令和2年3月に発表された「いばとくプラン」では、教室不足の解消を問題にしていますが、特別支援学校の学校規模の過大・過密を問題にしていません。

今年2月末に、茨城県教育委員会は県立特別支援学校の教室不足の解消に向け、6校で校舎を増築する計画を発表しました。しかし、ここでも学校規模の過大・過密は問題にされていません。

教室不足ではなく、過大・過密を問題にして解消すべきだと考えますが、特別教育支援課が特別支援学校の過大・過密を問題にしない理由を明らかにすること。

【回答】

3) 重度の肢体不自由の児童・生徒の場合、保護者の車で通学させることや授業中の付き添いが入学の条件になっているという話が重度の肢体不自由の生徒の保護者からあります。こうした実態が茨城県内でどうなっているのかを明らかにし、そういう実態がある場合は特別支援教育支援員を複数配置する等して、保護者の負担を軽減すること。

【回答】

(12) 障害のある青年にも18歳以降の学びの場(専攻科、大学、福祉型専攻科、生涯学習)の保障を障害者の権利条約の第24条教育では「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する」とし、インクルーシブな社会の構築を求めています。

文部科学省の学校卒業後の障がい者の学びに関する有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について~誰もが、 障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して~」(2019年3月)も出されています。

にもかかわらず、知的障害や発達障のある青年は、普通の高校生のように大学への進 学が保障されておらず、その上地域でのスポーツ活動、書道や美術などの文化・芸術活 動などが体験できる生涯学習の場が不十分です。

1) 知的障害のある生徒にも、希望する者には18歳以降の学びの場として、特別支援学校高等部に続く専攻科の設置をすること。そのための先行事例(公立校で設置されている鳥取大学附属特別支援学校専攻科等)について情報収集をすること。

【回答】

2) 試行的に県立大学等で、障害者の学びを保障する機会を設定すること。そのための先

行事例等について情報収集をすること。例えば、県立医療大学に療育手帳を有する障害者が入学できる学科を開設し、将来の医療従事者が障害のある人との交流をはかれるようにすること。

【回答】

3) 障害者の生涯学習が遅れている現状をふまえて、「障害者の生涯学習推進委員会」 (仮称)を設置し、格差を是正するための施策を立てること。

【回答】

4) 各市町村にある地域交流センター(公民館)の一つを、障害者の生涯学習(講座の開設など)に特化した事業をする拠点とする施策を打ち出すこと。

【回答】

5) 障害者の生涯学習の施策として国で取り組まれている「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を茨城県でも実施すること。

【回答】

6) 県庁職員や警察官等、特に障害者とかかわる人たちに、障害者(特に知的障害者、自閉症者等)と直接触れ合う交流の機会を設け、体験的に障害(者)理解を図ること。

【回答】

7) 障害者の生涯学習に関する情報提供として、特別支援学校高等部卒業後の学びの (福祉型専攻科など) を県のホームページで知らせること。

【回答】

8) 障害者の生涯学習の充実のために、福祉型専攻科(障害福祉サービスと連携した学びの場)の利用期間の延長(弾力的運用)を国に要請すること。

【回答】

16、私学支援拡充にいっそうの努力を

教育環境の第一は生徒・児童・園児にとって手厚い指導や見守りをすることであり、そのためには教職員の適切な確保は不可欠です。ところが、近年の教職員不足は私学にとって難しい問題になっています。教職員のなり手不足の傾向は、教職員の長時間労働、物価上昇に追い付いていない賃金体系などが背景にあります。適切な教職員を、適切な労働条件の中で雇用するために、経常費補助の予算確保、特に県単補助の大幅増額を要求します。

また,公立と私立では保護者の経済的負担に大きな差があり,経済的負担の公私間格差解

消を第一に諮るべきです。関東各都県では国の就学支援金制度にさらに上乗せする形で、都 県の単独補助を予算化しています。直接助成のないのはわずか数県にとどまります。直接補 助の単独補助を復活させることを求めます。

また、茨城県は 2019 年度、『私立高等学校経常費補助金配分基準』を大きく変更しました。中でも生徒の成績等をもって査定するポイントに大きな比重を置いています。これは私学助成、とりわけ経常費補助の趣旨とは全く相いれないものと考えます。私学においては建学の精神に基づいた私学の独自性、創造性が発揮されるべきであり、生徒の成績によって経常費に差がつくような査定はやめるべきです。

私学には各校の努力だけでは解決できない問題が多くあります。そうした問題を解決するために、私学への一層の支援をお願いし、以下要求します。

(1) 高校では教員一人当たり生徒数が16人以下になるよう、教員確保のための予算を拡充すること。特に経常費補助の県単独補助を大幅増額すること。

【回答】

(2) 幼稚園・こども園の教育環境の整備や教員確保のための予算を拡充すること。特に経常費補助の県単独補助を大幅増額すること。

【回答】

(3) 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないよう、授業料軽減の県支出分を復活させること。就学支援金に上乗せする形で年収 590 万円未満世帯について 10 万円, 590 万円 ~910 万円世帯に対しては 30 万円を軽減すること。910 万円以上家庭についても 10 万円を軽減すること。

【回答】

(4) 私立小中学校の学費補助をさらに拡充すること。スクールバス利用者の経済的負担を軽減すること。

【回答】

(5) 経常費の『特別加算』について、難関大学や医学部への進学実績、全国大会出場など、 生徒の成績をもとにした査定基準項目を削除すること。

【回答】

17. 地球温暖化による異常気象、度重なる水害から、茨城県民の生命と財産、暮らしと安全を守るために

2015年の鬼怒川水害、2019年の久慈川、那珂川決壊を経験した茨城県は、その教訓を明日からの治水対策に生かすことが求められます。

一昨年の県回答は「国、市町村管理だから、県としての意見は差し控える」と言うたぐいの回答が多数あり、昨年度は(2022 年)、県としての主体的な答弁を求めました。県民の生命・財産を守るために、国の管理に関しては【県として国に何を要求するのか】、市町村管理に関しては【県としてどのように市町村を指導していくのか】と言った具体的な回答を要請しました。

洪水浸水想定区域は2015年の水防法の改定で「1000年に1回」である「想定しうる最大規模の降雨」に対応するよう厳しくしています。危機感を共有し、官民一体となって備えを前進させることを求めます。

- (1)被災者支援制度に関してこれまで支援制度全般を問うてきましたが、今年度は重点を 絞りました。
- 1) 災害関連死と病気について

昨年回答では認定基準が備わっているのは10市町村とのこと。また内閣府「災害関連 死事例集」で周知しているとのこと。

①10市町村名はどこか明らかにすること。

【回答】

② その後増えたところはどこか明らかにすること。

【回答】

③ 災害が起きてから1年後に常総市では基準ができたが、災害発生直後から被災者は生命の危機やけがなどに見舞われる。常総市の事例を県はどう受け止め方針化しているのか、明らかにすること。

【回答】

④ 常総市は基準の公表をまともにしなかったのが事実。ホームページだけでは不十分。 広報など紙媒体や防災放送などでの周知が被災者には必要です。県は常総市の経験を どう生かす方針なのか、明らかにすること。

【回答】

- 2) 生活再建支援制度について
 - 昨年回答では、「この制度の改善が必要と考えており、国に要望していく」でした。
- ① 私たちは、最高額を500万円に引き上げることを求めています。県の見解はどうか、 明らかにすること。

【回答】

② 昨年度、いつ、誰が、どのような要望を行い、国の回答はどうだったのか明らかにする

こと。

【回答】

③ 上記以外でも様々な支援制度があるが、昨年度よりも改善・充実できたことがあったのかどうか、明らかにすること。

【回答】

(2) 耐越水堤防について

昨年回答では、「鬼怒川については直轄管理(国の)となっているから、国に確認せよ」 となっていました。

1)流域治水は「流域にかかわるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う」ものであり、「国直轄だから国に聞いてくれ」では回答になっていません。

2019年台風では全国で142箇所の河川堤防が決壊(うち86%は越水が主要因)し、被害を防止・軽減することが求められています。河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの人的被害を含めた減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防(越水した場合であっても『粘り強い河川堤防』)を目指すとなっています。

越水しても決壊しにくい堤防を目指すべきことは県としても最優先ではないのか、明らかにすること。

【回答】

2) 県の防災計画では、以下のように表記されています。

ア 直轄河川改修

利根川は明治以来治水事業が進められてきましたが、昭和 22 年のカスリン台風等の結果に鑑み、八斗島の基本高水流量を 22,000m3/s として工事を実施中です。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要があります。

小貝川は昭和8年から改修工事が施行されていますが、堤防の整備率は未だ低く、 全般的に河積が狭小の上、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配のため利根川の逆流 でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれています。

①「治水安全度は低い」とする県の認識根拠を具体的に示すこと。

【回答】

② 直轄河川について「改修事業の促進を図る」ために、県として具体的にどのようなことをやってきたのか、明らかにすること。

(3) 広域避難について

1)「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」(令和3年5月 内閣府(防災担当))が「一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、他の市町村等へ行政界を越えた避難(以下「広域避難」という。)の必要性が指摘されています。

特に平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、「広域避難の検討が事前になされていなかったことが課題として挙げられ」と表記しています。また、想定し得る最大規模の降雨等が発生した場合に、市街地のほとんどが洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の災害リスクのある区域となる市町村においては、自市町村内に十分な避難先を確保することが困難であること等から、市町村及び都道府県の行政界を越えるような広域避難が必要な場合があるとされています。

また、市町村全域が浸水想定区域ではないが、飛地や離島などの地理的特性を踏まえて、市町村の一部地域から自らの市町村内に避難するよりも、行政界を越えて近隣の他の市町村へ避難する方がより安全かつ合理的な場合においても、広域避難を検討することが考えられる。」とあります。

常総市は広域避難を前提に避難計画を持つ必要があることを県は認識、理解しているかどうか、明らかにすること。

【回答】

2) 常総市ホームページによると、広域避難先が表示されています。令和元年5月の鬼怒川・小貝川流域13市町による、大規模水害時の広域避難に関する協定では、どの地域がどの避難所にいくかまで明記されていますが、それが紹介されていません。マイタイムラインに必要なのは、自分の避難先をあらかじめ知って、備えることです。その点の改善をするよう常総市への指導を求めます。県の見解を明らかにすること。

【回答】

- (4) 災害弱者(要配慮者)への対策について
- 1) 昨年の回答では「42の市町村において未作成又は作成途上の状況」にあり、「県としては、引き続き、福祉部局と防災部局とが連携・協力し、「未作成の市町村等を個別訪問して先進事例の紹介や助言を行うとともに、市町村職員向け研修会の開催などにより、個別避難計画の作成を促してまいります。」でした。

その後の県全体の進捗状況、具体的な県の取り組みと問題点をお知らせください。

【回答】

2) 県の先進事例をお知らせください。

18、水道問題の責任について

失礼ながら苦言から入らせていただきます。昨年の要望書に対する回答、および話し合いの場での答弁を受け驚きと悲しみを禁じえませんでした。何も答えないことをもって答弁 (回答)とすることは、国政にあっても度々見られることであり特段驚きもしませんが、何も答えないながらも、物事の本質を知った上でのことと察することはできました。

かつて、あるご担当は討論が終わったのち、廊下まで追いかけて来られ「立場上ああ答え ざるをえませんでした」と謝罪されたこともありました。それをもって「すべてよし」とす るものではありませんが、少なくともこうした人達による県政なら、時間はかかれども市民 の声は何時か届くであろうことは期待できました。

昨年のご担当のみなさまは、これまでの水需要実績、マスタープランをご存じありませんでした。行政は如何に変革するにしても継続性は確保しなければなりません。されど、水道ビジョンにみる「一県一水道」は、これまで県のよって立つ原則「県水の供給は市町村水道事業者の要望によるもの」を根底から否定するものであり、担当者はこれまでの経緯は知らない人の方が良いと考えたのか、まっさらの状態でした。

このことは県当局にとっては都合の良いことでしょうが、水道料金をもって事業を支えてきた県民にとっては裏切り以外の何ものでもないでしょう。

一年が経ちました。この間にこれまでの経緯をお調べ頂いたものと存じ、昨年の要望に手 を加えながら要望いたします。以下まとめずに一問ずつご回答ください。

(1) これまで国の水源開発:渡良瀬遊水地、奈良俣ダム、霞ヶ浦開発、湯西川ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水(本年度中完成)の事業費および関連費用の負担は、県央、県南、県西、鹿行の市町村や広域企業団の要望によるものとし、それらの事業者、最終的には水道料金を払う需要者の負担(総括原価方式)によって造られ維持してきました。

水道ビジョンでは、要望もしていない県北の事業者にも拡大給水するとしています。これまで需要量の減少から、供給単価の引き下げ、供給量の見直しを求めてきた県央などの事業者や該当する県民への責任はどう取られるのですか。補償するのですか、明らかにすること。

【回答】

(2) 一方、県北の事業者や需要者は安価な自己水源で賄ってきました。それが要望もしていない水源開発の水を押し付けられ、大幅に値上げする水道料金を受け入れなくてはならない状況に追い込むのは、公正を旨とする行政の在り方にもとることはないのですか。 幾つかの市町村の担当に聞きましたが頭を抱えていました。納得にいく回答を明らかにすること。

(3) これまで私たちは幾度となく、茨城県の水需給計画「いばらき水のマスタープラン」は、膨大な水余りと減少する水需要、そして人口減少、それでも止めない水源開発に「マスタープランは水源開発を行うためのものか」と問い、県は「それは当たらない」と答え続けてきました。

しかし、2013 年 10 月の予算委員会において当時の橋本知事は「水資源は確保された。人口も減少する。だから県の水需給計画(マスタープラン)の改定は不要になる」と答弁しました。以降、県は 2007 年計画(2013 年改訂予定)を改定せぬまま継続してきました。

そして一県一水道の「水道ビジョン」です。何処から見ても膨大な財政負担をして抱えた膨大な水余りを対象外だった県北にまでぶちまけて、長年にわたる失政を見えなくする手段としか思えません。蚊帳の外に置かれている県民は分からなくとも、長年この問題に取組んできた私たちは誤魔化せません。膨大な財政負担と膨大な水余り。これは茨城県の失政とお認めになりますか。回答を求めます。

【回答】

(4) 2019 年の茨城県の一日最大級水量の実績は、人口 285.5 万人に対し 96.9 万トンでした。しかるにビジョンでは 2050 年人口 252 万人に対し 98 万トンと増加しています。回答は「一人当たりの最大給水量は、市町村調査における推計値等に基づき、地域別に推計しています」としています。水道ビジョンは全県のものの筈です。これまでの県の実績を基に組み立てるのが当然でしょう。それを何故地域別の推計を用いるのですか?ハードルを下げ、放漫な水行政を今後とも続けるものとしか見えません。回答を求めます。

【回答】

(5) 負荷率の問題になります。これまでの実績とビジョンは以下になります。

実績の推移 1990年:78.2% 2000年 83.8% 2019年 88.4% 予測の推移 2019年:88% 2030年 85% 2050年:84%

負荷率は一日平均給水量を一日最大級水量で除して算出し、季節要因などをならし、安定的な事業運営を目指す指標であるはずのものです。しかるに 2050 年度の数値は 2000 年のレベルまで落ちるとしています。回答は「負荷率は安定供給の観点から実績値及び市町村調査の最低値を採用しています」としています。何故最低値の採用なのでしょう。本来努力目標であるものを、あえて低く見積もる、しかも 50 年も遡って。常識では考えられません。むしろ安定供給を放棄するかに見えますが如何でしょう。回答を求めます。

以上、大変失礼な物言いご容赦のほどお願いします。

私たちは20年にわたって茨城県の水問題に向き合ってきました。県はこれまで水源開発、契約水量、責任引取水量などすべては県北を除く市町村事業者の要望であると主張してきました。八ッ場ダム住民訴訟にあっても県の主張は認められました。

こうした経緯を知るものとしましては水道ビジョンの一県一水道、予測数字の数々は"欺かれた"としか思えません。日々ご多忙のことと存じますが、一問につき一答、得心のゆくご回答をお願いいたします。

また、7月に予定されております話し合いの場では、私どもの問いにお応えできるよう準備されてこられますよう、重ねてお願い申し上げます。

19、霞ヶ浦導水事業問題の解決に向けて

(1) 霞ヶ浦の水質について

平成25年以降下降傾向にあったCODは、令和3年には前年の6.7から7.2に上昇しました。 また、全窒素および全リンは平成24年以降、それぞれ下降または上昇を続けています。こ うした水質変動傾向をふまえ以下についてご教示願います。

1) 水質変動の原因

1996年以降の霞ヶ浦湖水のCOD、窒素、リンの変動の原因は、流入負荷量の変動や窒素・リンの収支だけでは説明できませんが、その原因をどのように考えているか明らかにすること。

【回答】

2) 長期目標値COD5台前半の水質確保

霞ヶ浦富栄養化防止条例制定以降の40年間、水質保全対策の実施にもかかわらずCODは、6.3を下回ったことはありません。このことは、従来の水質保全計画で見落とされている項目があることを示唆しています。何が問題なのかを明らかにすること。

【回答】

3) 1996年以降の水質

1996年以降、5~10年単位で管理が試行されて来ました¹⁾。これらの管理が水質に影響を与えていることが指摘されていますが²⁾、管理と水質の関係を検討されましたか。なされている場合には、その結果を、なされていない場合には、これへの対応を明らかにすること。

(2) 生態系サービス

かつて約20000トンあった漁獲量は令和3年には600°、(霞ヶ浦536、北浦57)にまで減少し³⁾ 漁業が消滅の危機に瀕しています。いばらき霞ヶ浦宣言2018で、茨城県は「生態系サービス」を「衡平に享受し、次世代に引き継げるよう取り組みます」と謳っていますが、その実現が困難になってきています。こうした深刻な事態を踏まえ以下について回答願います。

1) 生態系再生対策の効果について

水生植物带

造成された水生植物帯の効果を確かめるための影響評価調査結果を、公開してください。私たちの目視調査では、コイ、フナの産卵等の効果は確認されていますが、ハゼ類およびタナゴ類の産卵が確認されていません。また、抽水植物の繁茂はみられますが、沈水植物の繁茂は皆無です。抽水、沈水および浮葉商物からなる複合的な自然植物群落造成の開発に早急にとりくみ事業実施されるよう要望いたします。

【回答】

2) 魚道

ウナギは、霞ヶ浦開発事業によって消失するとされ被害率100%として漁業補償の対象となりましたが⁴⁾、最近の調査⁵⁾で、霞ヶ浦のウナギが全国のウナギ資源に影響を与えていることが報告され、より深刻な問題となっています。

令和3年の霞ヶ浦北浦のウナギ漁獲量は皆無となりました。2023年3月の調査では、常陸川水門直下にシラスウナギの魚影が比較的多く見られているので、魚道が有効に働いていないものと考えられます。魚道の改善、可動魚道の設置等の有効な対策を要望いたします。

【回答】

(3) 霞ヶ浦水質保全条例の改定

第17回世界湖沼会議で生態系サービスを中心に開催されたことに対し感謝いたします。 この理念に基づき、水質中心の現行の「水質保全条例」から「生態系保全条例」へ発展的 な改正を行い、水質だけではなく流域の開発や管理についても目標と保全計画を策定、実 施されますよう要望いたします。

【回答】

(4) 霞ヶ浦導水事業の再検討

霞ヶ浦開発事業が、霞ヶ浦の生態系や生物多様性に与えた影響は当初の影響評価4)を遙かに超えるもので(漁業被害率:予測=25%、実績90%)で、解決できない状態にあります。こうした状態で霞ヶ浦導水事業が強行されれば、現状を上回る深刻な事態に陥り、「

生態系サービス」を「衡平に享受し、次世代に引き継げるよう取り組みます」とする「いばらき霞ヶ浦宣言2018」の実現は不可能となります。

霞ヶ浦導水事業が実行された場合、水位変動が現状より大きくなり、水質には当然のこととして生態系にも影響を与えることは必至ですが⁶⁾、影響評価が行われていません。霞ヶ浦導水事業による生態系影響評価を行い、その結果により事業の是非を再考されるよう要望いたします。

さらに当該事業は、生態系や生物多様性という理念から逸脱したものであります。当該 事業からの撤退を決断願います。

【回答】

引用文献

- 1 水資源機構2016. 第25回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会霞ヶ浦開発 事業定期報告書
- 2 浜田篤信2019.新しい局面を迎えた水質問題.霞ヶ浦研究会報20:54-57
- 3 農林水産省統計局 漁業養殖業生産年報
- 4 水資源開発公団霞ヶ浦開発事業建設部1996. 霞ヶ浦開発事業誌
- 5 浜田篤信・菊地章雄2020. ニホンウナギ減少原因に関する新しい仮説. 水産増殖68:91-100
- 6 霞ヶ浦漁業研究会2018. 霞ヶ浦導水事業の生物多様性影響評価研究報告MyISBN デザインエッグ

20、女性の地位向上など、いのちと暮らしを守るジェンダー視点の施策強化を

(1) 女性が政治に参加できる環境づくりを

女性が政治に参加するためには、さまざまな困難さがあります。議会改革にも努力しているところも増えてはいますが、今後の課題となっています。

1) 4月の統一地方選挙を経て、県全体の市町村の女性議員数は増えているか、改選前と後の女性議員の人数をあきらかにすること。

- 2) 女性議員が一番多い県内の自治体はどこですか。人数と割合を明らかにすること。 【回答】
- 3) 女性議員ゼロの県内市町村議会があるか明らかにすること。 【回答】
- 4) 議員の出産、育児、介護の休暇規定を策定している自治体の割合が増えているかどう

かを明らかにすること。

【回答】

(2) 性暴力被害者への支援と再犯防止をつよめて

性暴力被害者サポートネットワーク茨城は、被害にあわれた方が安心して相談でき、医療 面のケアを含めて、必要な支援を迅速に受けられるよう、相談・支援、産婦人科医会、医師 会、県警、茨城県が連携して支援するネットワークです。

- 20年近くたった現在、運営や実態はどうなっているのかあきらかにすること。
- 1) コロナ禍における3年間(2020年~2022年)の性暴力相談件数を明らかにすること 【回答】
- 2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城は、被害にあわれた方が安心して相談でき、 医療面のケアを含めて、必要な支援を迅速に受けられるよう、相談・支援、産婦人科医 会、医師会、県警、茨城県が連携して支援するネットワークです。 8年近くたった現在、運営や相談内容の特徴など、お聞かせください。

【回答】

(3) 茨城県でも女性管理職の登用が進んでいますが、ジェンダー平等社会の実現のためには非常な重要な取り組みで、県の取り組みを各市町村にも拡げていくことが求められています。令和5年4月1日現在における県庁で働く女性職員の管理職の人数、比率を明らかにすること。

【回答】

= ' ' =			
	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
課長補佐級			
課長級			
部長級			

(4) 令和5年4月1日現在における県内の公立小学校、中学校、県立高校、県立特別支援学校の女性の管理職の人数、比率を明らかにすること。。

① 小学校

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
校長			
教頭			
事務長			

② 中学校

女性管理職の人数 管理職の総数 女性管理職の比率

校長		
教頭		
事務長		

③ 県立高校

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
校長			
教頭			
事務長			

④ 県立特別支援学校

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
校長			
教頭			
事務長			

21, 県民に信頼される警察行政、交通安全対策を

後日、茨城県警に別途要求書を提出します。

22, 大型公共事業偏重予算から県民のくらし、福祉、教育予算の拡充に

本年度の県予算は、一般会計前年度比0.8%増で過去2番目の1兆2922億円となっています。依然として、大型公共事業が目立ちますが、新型コロナや物価高騰で冷え込む事業者・県民生活への支援は不十分です。医療体制拡充のための予算措置を早急に行い対応することが求められています。

(1) 新型コロナウイルスの感染は、この間の対策緩和により国の専門家も第9派は大規模になると予測しています。感染防止に係る十分な予算措置を行い、PCR検査・行政検査の拡充、抗原検査キットの無料配布などを実施すること。

【回答】

(2) 予算編成の基本方針において「4つのチャレンジ」を掲げ、ウィズコロナ・ポスト コロナ時代に向けた新しい茨城づくりへの挑戦としていますが、これまでの新型コロナ ウイルス禍で経験を教訓として、政策の見直しや追加対策を検討し、医療や福祉対策、 脱炭素に向けた施策を優先すること。